

○ふじみ野市こどもの未来を育む条例（原案）**※補足説明付き**

令和4年〇月〇日

条例第〇号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 こどもの権利及び役割（第4条—第5条）

第3章 市の責務（第6条）

第4章 保護者及び地域住民等の役割（第7条—第11条）

第5章 こどもにやさしいまちの推進

第1節 こどもの権利擁護に関する取組（第12条—第17条）

第2節 こどもの体力向上に関する取組（第18条—第20条）

第6章 施策の推進（第21条）

附則

※四角い線（）で囲われた箇所は、本条例案の内容について、より理解していたくために補足説明を記載したものです。

●**本条例制定の意義について**

現在、こどもを取り巻く環境は、少子化、核家族化、共働き家庭の増加、地域のつながりや人間関係の希薄化、児童虐待、有害情報の氾濫などの様々な要因によって日々変化しており、全国的にはこどもにとって大切な権利が脅かされる状況が続いています。

また、令和元年度に実施されたスポーツ庁の調査では、特に小学生男子の体力合計点が平成20年度の調査以降過去最低の数値となっており、国全体でこどもの体力の低下が深刻な問題となっています。

本市ではこれまでもこどもの健やかな成長を支えるための施策を推進してきましたが、こどもの権利擁護と体力向上に向けた取組を、より一層推進していくことが求められています。

こどもたちが直面する問題をふじみ野市全体で解決できる、こどもにやさしいまちを実現するために、市の行政機関だけでなく、家庭や学校をはじめとした地域社会全体でこどもの育ちを支えていくことが重要となります。

そこで、ふじみ野市全体で取り組む体制を整え、推進していくための条例制定が必要であると考えております。

●**本条例の位置付け（理念を定めた条例）について**

本条例は、「こどもたちの未来を育んでいく」という意識をふじみ野市全体で共有することの重要性を強調するために理念を定める条例としたものです。

本条例の内容は、こども及び子育て家庭を支援していくために、ふじみ野市に関わる全ての人に協力をお願いするものとなっていますが、権利を制限したり、役割を果たさなかったからといって罰則を科したりするものではありません。また、本条例は「こど

もたちの未来を育んでいく」という意識をふじみ野市全体で共有し、未来に繋いでいくための理念条例であることから、施設等のハード面整備、給食費の無償化、公共施設使用料の免除等を進めるための直接的な予算措置の根拠となるものではありません。

ふじみ野市全体で「こどもの未来を育んでいく」という意識をまちの中に醸成することは、条例が制定されたからと言ってすぐに実現できるものではありません。ふじみ野市に関わる全ての人々が、この条例の内容を知り、こどもの未来を育むために何ができるかを考えて行動し、こどもにやさしいまちの実現に向けて、こどもたちと一緒に歩いていく必要があります。したがって、この条例の理念に基づき、安定的、長期的な取組ができるよう、宣言等の形式ではなく、条例として制定しようとするものです。

● 本条例の2本の柱（こどもの権利擁護とこどもの体力向上）について

こどもの権利が守られることと体力の向上が図られることは、こどもの未来が育まれていく上で欠かせないものであると考えています。本条例は、こどもの育みを総合的に支援していくための条例として、こどもの権利擁護とこどもの体力向上を2本柱に据えています。

● 「こども」のひらがな表記について

本条例は、こどもが主役となる条例であるため、こども自身がこの条例に親しみを感じられるよう、ひらがな表記で「こども」と規定しています（ただし、固有名称として「子」の漢字を使っているものを除きます。）。

● こどもたちの声（アンケート調査及びヒアリング調査の実施）について

本条例はこどもが主役となる条例であるため、条例案を作成するに当たり、こどもたちの声が反映されるよう、こどもたちの声を良く聴くように努めてきました。こどもたちへのアンケート調査や、小中学校に訪問し、こどもたちに直接ヒアリング調査を実施しました。本来であれば、これらに加えて、こどもたちとのワークショップ等も予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施することができませんでした。しかしながら、アンケート調査やヒアリング調査において、こどもたちから非常に多くの意見を得ることができ、特に回答の多かった「大人に手本を見せてほしい」「大人に自分の意見を聴いてほしい」といった意見については、前文の中に規定するとともに、条例本文の中においても、保護者や地域住民の役割として、自らがこどもたちの模範となるよう努めることを規定しています。

● SDG s の理念について

本条例の中には、貧困、安全なまち、こどもの体力、食育など、SDG s の理念に沿った規定を設けています。また、一人ひとりのこどもと誠実に向き合い、その思いに寄り添っていくという意味で「一人ひとりのこども」という文言を繰り返して規定している箇所があり、これについても「誰ひとり取り残さない」という SDG s のテーマに沿ったものとなっています。さらに、このような内容を踏まえ、こどもたちにとってたくさんの可能性がある、より良い未来を残していきたいという思いを込め、本条例の名称を「こどもの未来を育む条例」としています。

こどもは、一人ひとりが掛け替えのない存在です。こどもは、多くの人々との関わりの中で様々な経験を重ねることにより、自分を大切にする心、他者を思いやる心を育んでいきます。

しかしながら、こどもを取り巻く環境は日々変化しており、全国的にはこどもにとって大切な権利が脅かされる状況が続いています。また、こどもにとって身近で自由な外遊びの場が減少したことにより、豊かな成長を支えるはずの体力が低下し続けており、国全体で深刻な問題となっています。これらのことは、本市においても例外ではありません。

こどもの権利を守ることと体力の向上を図ることは、こどもの未来を育む上で欠かせないものであると考えています。そして、こどもが地域のぬくもりの中で、安全に安心して、遊び、学び、集い、夢と希望を抱きながら、生き生きと成長していくことは、私たち大人、そしてふじみ野市全体の願いです。

一方、本市のこどもたちは、「大人に手本を見せてほしい」「大人に自分の意見を聴いてほしい」と願っています。

私たちは、こどもと誠実に向き合いながら、オールふじみ野でこども及び子育て家庭を支援し、こどもが直面する問題を解決できるよう、こどもにやさしいまちを実現していかなければなりません。

ここに、ふじみ野市のこどもたちの未来を育むため、条例を制定します。

●前文について

本条例では、条例制定に当たっての考え方や市の決意を明確化し、強調するために前文を規定しています。また、より多くの人に本条例の内容を知ってもらい、協力してもらえよう、前文については口語体と「ですます調」を用いて読みやすい表現で規定しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、こどもにやさしいまちの基本となる理念及びその具体化の方向性について定め、オールふじみ野でこども及び子育て家庭を支援する体制を整えることにより、こどもの未来を育むことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こどもにやさしいまち こどもの権利を尊重し、こどもが自立するための知識及び経験が得られるよう、こども及び子育て家庭への支援に社会全体で取り組み、一人ひとりのこどもが安心して豊かに暮らすことのできるまちをいう。
- (2) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。

- (3) こども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (4) 保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親その他親の代わりにこどもを養育する者をいう。
- (5) 地域住民 市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者（前2号に掲げる者を除く。）又は市内で活動する団体をいう。
- (6) 育ち学ぶ施設 市内の児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、こどもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設その他これらに類する施設をいう。
- (7) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (8) 地域住民等 前3号に掲げる者をいう。

●「市」の定義について

「市」は、本条例において市が先頭に立って推進していく立場にあるものとして、市の責務をしっかりと果たしていくという意気込みを表すために規定しています。第3章第6条において、市の「役割」ではなく、市の「責務」という強い表現を用いていることも同様の理由によるものです。

また、「市」の定義は執行機関を列挙したものであるため、「市長」には、その補助機関である職員も当然含まれることになります。「市長」個人のみを表すものの誤解が生じないように逐条解説には説明を記載します。

●「こども」の定義について

「こども」は、児童の権利に関する条約や児童福祉法において18歳未満の者とされていることなどから、基本的には「18歳未満」としますが、子ども・子育て支援法では、「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」とされているなど法律においても定義が異なることや、18歳は高校3年生の年齢であり、実質的に親の保護を受けていることも多いことなどを考慮し、「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」としています。

●「こどもにやさしいまち」の定義について

「こどもにやさしいまち」は、ユニセフ（国際連合児童基金）が1996年に提唱したもので、こどもが育つための支援やこどもを育てていくに当たっての支援に、社会全体で取り組んでいくという考え方を表したものです。

●「育ち学ぶ施設」の定義について

「その他これらに類する施設」は、認可外保育施設、地域子育て支援拠点施設、放課後児童健全育成事業施設といった、市内にあるこどもが育ち学ぶためのあらゆる施設をいいます。

●「地域住民等」の定義について

「前3号に規定するもの」は、「地域住民」「育ち学ぶ施設」及び「事業者」の3者を指しています。

(基本理念)

第3条 こどもにやさしいまちを実現するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 一人ひとりのこどもを権利の主体として尊重すること。
- (2) 一人ひとりのこどもの最善の利益を第一に考慮すること。
- (3) 一人ひとりのこどもに寄り添い、こどもを育てる家庭全体を支援すること。
- (4) 一人ひとりのこどもの豊かな成長を促進するため、体力の向上を図ること。

第2章 こどもの権利及び役割

(こどもの権利)

第4条 こどもは、児童の権利に関する条約に基づくこどもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとした、こどもにとって大切な権利の保障を求めることができる。

●「こどもの権利」について

児童の権利に関する条約で謳われている4つの権利（「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」）を、本条例における「こどもの権利」として規定しています。4つの権利の内容は次のとおりです。

「生きる権利」とは、全てのこどもの命が守られること。

「育つ権利」とは、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること。

「守られる権利」とは、暴力や搾取、有害な労働などから守られること。

「参加する権利」とは、自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。

(こどもの役割)

第5条 こどもは、地域社会の一員として、年齢及び発達段階に応じて次の役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 他者の権利を認め、尊重すること。
- (2) 豊かな人間性や社会性を身に付けるため、自ら様々な体験をすること。

●「こどもの役割」について

権利に対する義務といった意味ではなく、地域社会の一員として、大切にしてほしいことを規定しています。

こどもの権利は、こどもが生まれながらに持っているものであり、誰かに与えられたり、何かの義務を果たしたりしなければ行使できないというものではありません。こどもの権利に対応する義務としては、大人がこどもを育む義務がこれに当たります。

第3章 市の責務

(市の責務)

第6条 市は、こどもの立場に配慮しながら、次に掲げる責務を果たさなければならない。

- (1) 国、他の地方公共団体及び関係機関と連携協力して、こどもを社会全体で健やかに育むための施策を策定し、実施すること。
- (2) 保護者及び地域住民等が次条から第11条までに規定する役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うこと。
- (3) この条例の目的について、保護者及び地域住民等の理解を深めるため、広報活動その他の必要な措置を講ずること。

●広報活動について

本条例の周知・啓発にかかるものとして、副読本の作成及びシンポジウムの実施を計画しています。本条例はこどもが主役の条例ではありますが、ふじみ野市全体でこどもたちを支えていくという意味においては、周りの大人の果たす役割や責任が非常に大きなものとなっています。このため、こどもに対してはもちろんのこと、大人に対しての周知・啓発が非常に重要となります。

第4章 保護者及び地域住民等の役割

(保護者の役割)

第7条 保護者は、子育てについて第一義的な責任を有すること及び困ったときは一人で不安等を抱え込まず、周囲に必要な協力を求めることが重要であることを自覚し、こどもとの対話を大切にしながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) こどもに愛情と関心を持つとともに、こどもとのふれあいを大切にし、こどもの心身のよりどころとしての家庭環境づくりを行うこと。
- (2) こどもが命の大切さを学ぶとともに、基本的な生活習慣及び規範意識を身に付けることができるよう、自らが模範を示しながらこどもの成長を支えること。
- (3) こどもに様々な体験及び学習の機会を与え、心豊かにたくましく成長するよう支えること。

●保護者の役割について

家庭や親（保護者）のあり方は、心身の成長や人格形成など、こどもの育ちに大きな影響を与えると同時に、家庭はこどもにとって育ちの基盤となる居場所となります。また、こどもは、家庭において親（保護者）の愛情を受ける中で、自分が守られ、大切にされているという安心感や自己肯定感を育んでいくことができます。

こどもたちに実施したアンケート調査やヒアリング調査結果では、こどもは年齢が上がるにつれて、親と話をする時間が減少したり、一緒に夕食を食べる機会が減少したり、

自己肯定感が低下するなどといった傾向が見られます。この背景としては、核家族化や共働き家庭の増加に加え、こども自身も習い事で忙しく、家族で過ごす時間が減少してきていることが考えられます。

このため、こどもにとって家庭が自分らしく過ごせる心地良い居場所となるよう、また、こどもが心身ともに豊かに成長でき、自己肯定感が育まれるような家庭環境を作っていくことが求められています。

（地域住民の役割）

第8条 地域住民は、地域がこどもの社会性及び豊かな人間性を育む場であること並びに家庭における子育てを補完する機能があることを自覚し、こどもとの対話を大切にしながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 目配り、声掛け、挨拶等を通して相互の信頼感を高めながら、こどもが健やかに成長し、安全に生活することができる地域づくりを行うこと。
- (2) こどもの考えや行動に関心と理解を持つとともに、自らが模範を示しながら、こどもが地域社会の一員としての役割を自覚することができるよう支援すること。
- (3) 地域における取組において、こどもが多様な世代やこども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会を設けること。
- (4) 保護者が安心して子育てができる地域づくりを行うこと。

●地域住民の役割について

こどもが豊かな人間性や社会性を育む場として、家庭の他に、集団生活や学習等の活動を通じて生きる力を身に付けることができる学校等の役割が重要となりますが、こどもは将来を担う社会の宝として、地域住民の担う役割も重要となります。

こどもは生まれ育った地域社会、地域の人々から、様々な影響を受けて成長します。地域の大人が、地域や社会のルールをしっかりとこどもに教え、大人自身がルールを守る態度を示していくことが重要であり、地域の人々が互いに思いやり、人権を大切にしながらか地域の絆を深め、こどもをしっかりと見守っていく必要があります。

こどもたちに実施したアンケート調査やヒアリング調査の結果では、地域の人々が登下校時に交通安全の見守りをしてくれたり、声掛けをしてくれたりすることによって、こどもたちは地域の見守りを身近に感じていることが分かりました。その一方で、こどもたちは大人に対して、手本を見せて欲しい、社会のルールを守るなど大人自身きちんと欲しいといった回答も多くありました。

大人自身、地域社会がこどもの豊かな人間性や社会性を育む場であることを改めて認識した上で、こどもと積極的に関わり、こどもの手本として温かく見守っていくことが必要であると考えられます。

（育ち学ぶ施設の役割）

第9条 育ち学ぶ施設は、集団の中での遊び及び学習を通して、こどもの豊かな

人間性及び将来の可能性を育む場であることを自覚し、互いに認め合う人間関係づくりに配慮しながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 育ち学ぶ施設におけるこどもの安全を確保するとともに、こどもに関する課題に早期に気付き、必要な支援を行うこと。
- (2) こどもの年齢及び発達段階に応じ、こどもが主体的に学び、生きる力を育むことができるよう支えること。
- (3) 保護者及びその家庭が安心して子育てができるよう子育てに関する支援を行うこと。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、自らの活動がこどもの成長に様々な影響を与えることを自覚し、こどもの立場に配慮しながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) こどもが安全に生活することができる地域づくりを推進するものとし、特にその事業の実施及び施設の運営に際しては、こどもの安全を確保すること。
- (2) 仕事と生活の調和の観点から、その事業所で働く保護者が、安心して仕事と子育てを両立できるよう職場の環境づくりを行うとともに、家庭における子育ての重要性について啓発すること。

●仕事と子育ての両立について

核家族化や共働き家庭が増加している中で、仕事と子育てを両立するためには、事業者の役割が重要となっています。

(共通の役割)

第11条 保護者及び地域住民等は、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 市が実施するこども及び子育て家庭への支援に関する施策に協力すること。
- (2) 相互に協力し、こどもがその特性に応じて自己を確立することができるよう、自ら考え判断する力、豊かな人間性、健康及び体力を備えた生きる力並びに創造性を発揮する力を育み、並びにそのために必要な環境づくりを推進すること。
- (3) 保護者及び地域住民等は、こどもが第5条に掲げる役割を果たすことができるよう必要な取組を行うこと。

第5章 こどもにやさしいまちの推進

第1節 こどもの権利擁護に関する取組

(こどもの意見表明及び社会参加への支援)

第12条 市、保護者及び地域住民等は、こどもの意見表明及び社会参加を促進するために、こどもの主体的な活動を奨励し、支援を行うよう努めるものとする。

●本条を規定した趣旨について

こどもにやさしいまちを推進していくに当たって、こどもによる意見表明や社会参加の促進が最も大切なものとなります。また、こどもの意見表明とその尊重は、児童の権利に関する条約でも一般原則の1つに掲げられています。こどもがまちづくりに参加することは地域への愛着を育み、将来このまちを担う大人へと成長していく上でも必要なことであり、施策の基盤となる考えであることを表しています。

また、こどもたちに実施したアンケート調査やヒアリング調査においても、「ふじみ野市の将来を話し合う機会があれば参加したい」という回答が多くありました。

(子育て家庭への支援)

第13条 市及び地域住民等は、保護者が安心して子育てをすることができるように、子育て家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

●本条を規定した趣旨について

子育て家庭を支援することが、こどもへの支援に繋がるものであることから、本条を規定しています。

近年、少子化、核家族化、地域のつながりや人間関係の希薄化などにより、子育て家庭が孤立しやすい状況にあります。子育て家庭の支援には、それぞれの家庭の状況に合わせたきめ細やかな対応が必要となることから、気軽に相談できる体制を整えていくことや、子ども医療費の助成など、必要な支援を行っていきます。

※こどもの未来を育むために、本条例の理念に沿って施策を推進していくことになるため、現状のサービスの維持にとどまるものではなく、今後状況に応じては拡充に向けた判断をすることもありうるものと考えています。

しかしながら、本条例は理念条例として定めるものであり、予算措置の直接の根拠となるものではないことから、この条例によって当然に給食費の無償化が進められるものではありません。また、公共施設の使用についても公平の観点から受益者負担が原則であることから、この条例によって当然に施設使用料免除等が進められるものではありません。これらのことは、逐条解説や副読本においても説明を記載します。

(配慮を要するこどもとその家庭への支援)

第14条 市及び地域住民等は、障がいのあるこども、ひとり親家庭のこども等、配慮を要するこどもとその家庭に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市及び地域住民等は、相互に連携、協働して、こどもが学び、健やかに育つため、こどもの貧困問題に総合的に取り組むよう努めるものとする。

(こどもへの虐待等に対する取組)

第15条 市、保護者及び地域住民等は、こどもへの虐待、いじめ、体罰等の予防と早期発見により、こどもを適切かつ速やかに救済するため、関係機関と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(有害、危険な環境からの保護)

第16条 市、保護者及び地域住民等は、子どもを犯罪、交通事故、災害その他の子どもを取り巻く有害又は危険な環境から守るための安全な環境をつくとともに、子どもが自分自身を守る力を育むために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相談体制)

第17条 市は、子どもが安心して容易に相談することができるよう相談体制の充実を図るものとする。

2 市は、子どもからの相談内容に応じ、保護者、地域住民等及び関係機関と連携し、子どもの救済を図るために必要な支援を行うものとする。

3 市は、市及び関係機関の相談窓口について、周知を図るものとする。

●相談体制の充実について

子どもたちに実施したアンケート調査やヒアリング調査によると、子どもたちの相談先として、親（保護者）、友達や担任の先生などの普段よく接する身近な人が多く上げられています。また、インターネット掲示板で相談するという子どももあり、手軽に匿名で相談できる相談先も重要な相談先の一つとなっています。その一方で、全体の子どもの約2割は、悩みや不安があっても、誰にも、どこにも相談できない状況にあります。

子どもたちにとって、相談先や相談手段の選択肢が多ければ多いほど、より自分に合った方法で相談することができるようになります。相談機関の周知や子どもたちが信頼して相談できる体制の充実を図っていく必要があります。

第2節 こどもの体力向上に関する取組

(こどもの体力)

第18条 市は、こどもの体力向上を図るため、保護者及び地域住民等と連携し、子どもがスポーツ及び文化活動並びに食育をはじめとした健康な生活を営むための取組など、必要な施策を講ずるものとする。

●こどもの体力について

令和元年度にスポーツ庁が実施した「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」によると、特に小学生男子の体力合計点が下がっており、平成20年度の調査開始以降、過去最低の数値となっています。本市においても例外ではなく、小学生女子を除き、体力の低下が見られます。また、福祉総合支援チームが実施した第2期ふじみ野市子ども未来応援プランにおけるアンケート調査によると、朝食を「ほとんど食べない」と回答した小学5年生が2.2%、中学2年生が2.6%という結果が出ています。

文部科学省の調査では、こどもの体力低下の要因には、外遊びやスポーツの重要性の軽視、外遊びやスポーツをする要素の減少、生活習慣の乱れ等、様々なものとされています。このことから、こどもの体力向上に向けて、多角的な視点からアプローチをしていく必要があります。

(自由な外遊びの場の確保)

第19条 市は、こどもの体力の向上において、自由な外遊びが必要かつ重要であることを周知し、啓発するとともに、こどもの自由な外遊びの場として利用可能な場所を確保するため、地域住民等に協力を求めるものとする。

2 市は、自由な外遊びの場となる公共施設について、利用状況等を勘案しながら、場の確保へ向けた仕組みづくりを進めるものとする。

3 地域住民等は、自由な外遊びの必要性及び重要性を理解し、こどもが安全に安心して自由な外遊びの場を利用することができるよう努めるものとする。

● こどもの体力向上と自由な外遊びの場の確保との関連性について

令和元年度のスポーツ庁の調査結果において、こども時代の自由な外遊びがその後の体力づくりの基礎となる重要なものであるとの見解が示されています。こどもの体力低下が全国的にデータとして明らかにされており、また、本市においては埼玉県の平均を下回っているような状況にあります（特にボール投げの値が低くなっています。）。本市のこどもたちに実施したヒアリング調査では「ボール遊びしたいが、ボール遊びができる身近な遊び場がない」という声が多く上がっていますので、ボール遊びをしたり、思い切り走ったりすることのできる身近で自由な外遊びの場を確保していくことが、こどもたちの体力向上のために必要かつ有効な手段となるものと考えています。

※こどもには遊ぶ権利があり、遊び場が確保されることもこの権利の内容に含まれるものと考えられるため、本条に規定する「自由な外遊びの場の確保」をこどもの権利擁護に関する取組の節の中に含めて規定することも検討しましたが、こどもの体力向上において外遊びが非常に重要な位置付けとなることから、体力向上の手段として、あえて外遊びの場の確保を体力向上に関する取組の節に置いてクローズアップしました。

(保護者の責任ある見守り)

第20条 保護者は、遊びが自己責任を伴うものであることを認識し、こどもに遊び場の利用ルールを遵守させ、及びこどもが安全に安心して遊ぶことができるように責任をもって見守るよう努めるものとする。

● 本条を規定した趣旨について

市内の公園は、安全面や地域住民からの苦情等により、ボール遊びが禁止となった経緯があります。

遊具等の欠陥については、施設管理者の責任となりますが、遊具等の欠陥以外の理由で怪我等をした場合については、利用者の自己責任となります。こどもたちにとって身近な外遊びの場を将来にわたって確保し続けていくために、保護者は遊びが自己責任を伴うものであることを認識するとともに、こどもがルールを守って、遊び場を利用するよう見守ることが必要です。このことは、逐条解説や副読本においても説明を記載し、周知・啓発を図っていきます。

第6章 施策の推進

(施策の推進)

- 第21条 市は、この条例に基づくこどもに関する施策及びこどもの未来に影響を及ぼす施策について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に規定する子ども・子育て支援事業計画に定めるとともに、施策の推進に当たってはこれを公表しなければならない。
- 2 市は、この条例の運用状況及びこの条例の規定に基づく施策等の実施状況について、ふじみ野市子ども・子育て会議条例（平成25年ふじみ野市条例第37号）第1条に規定するふじみ野市子ども・子育て会議（次項において「会議」という。）において定期的に状況報告をしなければならない。
- 3 会議は、前項の規定による結果を市長に報告し、これを公表するものとする。

附 則

この条例は、令和4年〇月〇日から施行する。